令和５年度相談系サービス集団指導　質問と回答

	質問	回答
計画相談	サービス提供時モニタリング加算について。 実地指導の指摘で「地域生活支援事業や市単事業のサービス提供を確認した場合に算定している」とあるが、GHから地域活動センター(作業所)に通われている利用者は、計画に落としこんだうえでサービス提供確認しても加算は算定されないのか。	基準省令では、「障害福祉サービスまたは地域相談」のみ対象としているため、地域生活支援事業や市単事業のサービス提供を確認した場合は、サービス等利用計画に位置付けていても算定されません。なお、サービス担当者会議は、サービス等利用計画に位置付けていれば地域生活支援事業や市単事業のサービス等の担当者と実施した場合も対象になります。
	計画相談における報酬アップのコツ　「同一のサービス事業所に複数利用者がいる場合、モニタリング月の方の訪問に合わせて他利用者の様子も確認することで、加算算定することができる」とあるが、例えば、７月モニタリング月の方の様子を見に事業所へ訪問し、同事業所にいる８月モニタリング月の利用者の方の様子も確認した場合、8月の報告書にその様子を記載して提出可なのか。8月作成だが、様子を見た7月に報告書作成、提出可なのか。	サービス提供時モニタリング加算は、単独での請求が可能なので、８月にモニタリング予定月の方でも、７月に実施して記録に必要事項を記載すれば、７月分のサービス提供時モニタリング加算として算定できます。 継続サービス利用支援としてのモニタリングは、決められた月に実施してください。ただし、更新月にサービス等利用計画案作成とともにモニタリング報告書を作成する場合は、前月20日以降であれば、実施することができます（請求は、サービス等利用支援費のみを当月分として行う）。 例の場合は、８月末切れであれば、７月20日以降に実施でき、８月分のサービス利用支援費として請求します。
	モニタリング追加について。 援助方針等が大きく変わることを想定して前月にモニタリング追加手続きをしたが、実際モニタリング会議にて検討の結果、現サービス等利用計画から変更なくサービス提供していくこととなった場合、継続サービス利用支援費請求はできないのか。	モニタリング追加の必要性が認められ、追加決定したのちに、方針が変わらなかった場合も、モニタリング報告書でその旨を提出すれば、請求できます。（モニタリングした事実はあるため）
	①計画相談終了時に必ずしもモニタリングを実施できない状況(長期入院で退院の見込みがなく、病状も不安定な場合等）があるが、その際は関係機関と状況共有し、その旨記録を残せばよいか。病院でカンファレンスをしたとしてもモニタリングとならないと理解している。 ②計画相談支援の終了のタイミングがモニタリング実施月と合わない場合は、モニタリングの追加申請の対象となるか。	①モニタリングの予定月に実施できない場合は、その旨を記録したうえで、報告書が作成できないため、請求は行いません。 ②最終月はモニタリングを実施することになっているため、予定月でなくてもモニタリング追加依頼書は不要です。
	常勤の相談支援専門員の配置が算定要件となっている体制加算の取扱い変更について。 計画相談に従事している時間が常勤時間数に達していないと不可という件で、常勤専従者がいないと取れないということか。　当事業所では常勤は40時間だが、計画相談に32時間、兼務に8時間としているが、可なのか？	常勤の相談支援専門員の配置が算定要件となっている体制加算（行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算）の常勤の考え方については、計画相談支援に従事している時間が、事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達しているか否かで判断します。 なお、兼務内容が当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、常勤の時間に含めることは可能です。
	初回加算について。以下の場合、初回加算（2）の算定は可能か？ R5.1～R5.7　就労継続支援B型欠席（欠席継続中）。その他障害福祉サービス等利用無し。 R5.3モニタリング、R5.6.10サービス等利用計画案作成、R5.7サービス等利用計画　確定予定。	サービスの支給決定があり、欠席時の支援を受けているため、利用していないにはあたらず、初回加算の対象にはなりません。
	初回加算について。 初回加算（2）サービス等利用計画を作成する月の前６月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない者に対して指定サービス利用支援を行った場合　とあるが、「サービス等利用計画を作成する月」は「サービス等利用計画案」の作成月か、「サービス等利用計画」の作成月（計画確定月）か。	サービス等利用計画案の作成月を指します。
	協働体制による機能強化型について、実際にやっているところはあるのか？	あります。
	モニタリング実施月に、居宅、障害者支援施設、等を訪問し　とのことだが、　利用者との面談は、居宅又は施設（複数利用している場合は主だった施設）を訪問し、他のサービスについては電話で各サービス提供事業所に状況を問い合わせすることは可能か。	モニタリングは、居宅等に行って面談し、利用者の生活状況等をふまえて関係者等とともに確認・共有するものです。居宅等とは、生活実態のある場所、つまり利用者の居宅、入居しているグループホーム、入所施設のことです。通所先での面談ではありません。

計画相談	サービス提供時モニタリング加算について。 「サービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービス等」の等は何を指しているのか。 また、各事業所への聞き取りを電話等で済ませず、事業所を訪問して状況を直接確認していることを評価する、という解釈でよろしいか。	「サービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービス等」の「等」は、地域相談支援を指します。つまり、「障害福祉サービス等」は、介護給付・訓練等給付・地域相談支援を指し、地域生活支援事業や市単事業は対象外です。 　サービス提供時モニタリング加算は、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認し、記録を残すことで算定できます。つまり、居宅介護の場合であれば、利用者の居宅を訪問し、ヘルパーが居宅で提供している場面を確認することで算定が可能です。
	集中支援加算について。 「月2回以上、居宅等を訪問し」の 「居宅等」とは、集団指導当日に、「障害者支援施設や、グループホームのこと、サービス提供事業所での面談は該当しない」と伺った。 サービス提供事業所なので、相談支援事業所の面談室に利用者を呼び面談した場合は算定不可であり、居宅を訪問するか、B型等の施設を訪問して面談した場合は算定可能か 。 放課後等デイサービスが併設されている場合、放課後等デイサービスの面談室で行った場合は算定可能か。	集中支援加算の要件の一つである「利用者や市町村の求めに応じて月２回以上、居宅等を訪問し」の居宅等は、通所先での面談は対象になりません。
地域相談支援	地域定着支援の緊急時支援について。 「一時的な滞在による支援」の対象要件および定義について教えてほしい。各事業所の事務所は可か、それともグループホームで１室確保が必要なのか。規模、サイズなどの要件、定義の有無など)	基準省令において、一時的な滞在支援の場所を「利用者が一時的な滞在を行うことができる広さと設備や備品等を備えること」「衛生的に管理されている場所であること」と定めています。そのため、広さの規定等はなく、事業所内の宿直室等を確保して実施するか、障害福祉サービス事業所等への委託により行うことが可能です。
	①地域定着支援の緊急一時的な滞在支援等の措置で、一時的に滞在できる場所の確保について、委託する場合は、できれば契約が望ましいということだが、委託する事業所はどのような委託先が想定され、どのような契約になるのか？ ②その契約書はどのような内容になるのか？契約が望ましい、具体的な措置を講じてということであれば、具体的な書類、手順やフォーマットを指定してほしい。	①委託する事業所については、基準省令で「指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる」とされているため、市単独事業で行っている日中活動事業（地域活動支援センター）や宿泊支援事業（ショートステイ事業）は対象となりません。 ②書式等の具体的な内容については指定ができませんので、各事業所でご検討ください。なお、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合には、当該報酬額を委託先に支払うことを想定していますが、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えないとされています。
障害児相談	アセスメントの実施について。 　利用者の居宅、障害者支援施設、精神科病院等　現に日々の生活拠点としている場所を訪問する とのことだが、 放課後等デイサービスが併設されている相談支援事業所の場合、 家族が自宅に訪問されるのは仕事等の都合で難しいが、放課後等デイサービスの施設内なら良いという状況では、児童が利用している放課後等デイサービス内でアセスメントを行うことは可能か。 成人の場合、就労継続支援事業B型事業所を利用している方のアセスメントの場合、居宅を訪問せずに、B型の施設を訪問し、施設内でのアセスメントが可能か。	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）第15条第6号において、「相談支援専門員は、アセスメントにあたっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない」と規定されています。 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、アセスメントとして、障害児の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、解決すべき課題等の把握を行わなければならないことになっています。このため、アセスメントの実施に当たっては必ず障害児の居宅を訪問し、面接をして行ってください。